

産前・産後家事支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母親が出産前後の体調不良等により家事を行うことが困難な家庭に対して一定の期間、家事の援助を行う者（以下「家事支援ヘルパー」という。）を派遣し、日常生活の世話等の援助（以下「家事支援」という。）を行うことにより、当該家庭を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 家事支援の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 現に足立区に居住し、かつ、住民登録をしていること。
- (2) 出産予定日の6週間前から出産後3月以内（出産のための入院中の期間を除く。）であること。

(家事支援の内容)

第3条 家事支援は、家事支援ヘルパーによる次に掲げる支援を内容とする。

- (1) 食事の準備及び片付け
- (2) 衣類等の洗濯
- (3) 居室等の清掃、整理整頓
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) その他必要な家事

(家事支援の実施日及び時間)

第4条 家事支援を実施する日は、年末年始（12月29日から1月3日までの日とする。）及び足立区が指定する日を除く全日とする。

2 家事支援を実施する時間は、午前8時から午後8時までとする。

(利用の申請)

第5条 第2条の対象者のうち、家事支援を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用申込書により、家事支援を利用しようとする日の1週間前までに区長に申請しなければならない。ただし、緊急の場合その他区長が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用の決定)

第6条 区長は、利用者から前条による利用の申請があり、当該利用者が第2条の要件を満たすときは、家事支援の利用を認めるものとする。

(費用負担)

第7条 利用者は、家事支援を受けたときは、別表第1に定める利用料を負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者は、家事支援の実施に要した実費相当額を負担するものとする。

3 利用者が家事支援利用開始予定時間前24時間以内に利用をキャンセルした場合は、当該利用者が利用を予定していた時間数に応じ、別表第2に定める違約金を負担するものとする。

4 利用者が家事支援利用開始予定時間以後に利用をキャンセルした場合は、第1項の利用予定時間分の利用料を違約金として負担するものとする。

(利用の上限等)

第8条 家事支援の利用は、原則として、1回につき1時間30分以内とし、かつ、1週につき2回以内とする。ただし、利用者において家事支援実施の必要があり、当該支援の実施に支障がないと認めるときは、本条に定める上限を超えて支援を実施することができる。

(家事支援の中止)

第9条 利用者が第2条に定める対象者の要件を満たさなくなった場合は、区長は、家事支援の実施を中止するものとする。

(業務の委託)

第10条 区長は、この要綱に定める業務の全部又は一部を事業者に委託して実施することができる。

2 前項の規定に基づき委託する場合は、この要綱に定める業務を適切に遂行するために必要な運営能力を有するものとして、産前・産後家事支援事業者の登録等に関する要綱（27足教子援発第1407号 平成28年3月31日 子ども家庭部長決定）第2条の規定により登録を受けた事業者に限り、受託することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（27足教子援発第1416号 平成28年3月31日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（28足教ここ発第1388号 平成29年3月31日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（29足教ここ発第1319号 平成30年3月5日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（30足教ここ発第1563号 平成31年3月27日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（2足教ここ発第2651号 令和3年3月18日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（4足教ここ発第2274号 令和5年3月24日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 7 条第 1 項関係）

	利用時間	最初の 1 時間以内	1 時間以降 (30 分あたり)
平日	午前 8 時から午後 6 時まで	500 円	250 円
	午後 6 時から午後 8 時まで	800 円	400 円
土曜・日曜・ 祝日・休日	午前 8 時から午後 8 時まで	800 円	400 円

別表第 2（第 7 条第 3 項関係）

	利用時間	最初の 1 時間以内	1 時間以降 (30 分あたり)
平日	午前 8 時から午後 6 時まで	500 円	250 円
	午後 6 時から午後 8 時まで	800 円	400 円
土曜・日曜・ 祝日・休日	午前 8 時から午後 8 時まで	800 円	400 円